

島根県からのお知らせ

平成27年度～平成30年度の税制改正について

(法人県民税・法人事業税・地方法人特別税関係)

I 法人事業税の確定申告書の提出期限の延長申請について (全法人)

平成 29 年度税制改正において、法人事業税の確定申告書の提出期限の延長について、次の見直しがされました。(法人税でも同様の改正が行われています。)

法人が会計監査人を置き、かつ定款等の定めにより事業年度終了の日から 3 月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にある場合には、事業年度終了の日から 3 月を超え 6 月を超えない範囲内で、都道府県知事の承認により、申告書の提出期限を延長することができます。

なお、延長申請をする場合は、定款等の写しの添付が必要となります。

法人県民税についても、法人事業税と同様の見直しがされております。管轄税務署により、法人税確定申告書の提出期限の延長等の処分がされた場合は、期限までに各県民センターへ届出をしてください。

II 地方創生応援税制 (特定寄附金税額控除) (全法人) ※誤りが多くなっています

地方公共団体が行う地方創生事業に対して法人が寄附を行った場合に、従来からの寄附金の損金算入措置に加え、その寄附金額の一部を支出した事業年度の法人事業税額・法人住民税法人税割額及び法人税額から控除する制度が平成 28 年度税制改正において設けられました。

要 件

- 青色申告書を提出している法人であること。
- 地域再生法の一部を改正する法律の施行日 (平成 28 年 4 月 20 日) から平成 32 年 3 月 31 日までの間に、地方公共団体が行う地方創生を推進する一定の事業に対して寄附金を支出したこと
(共同募金等への寄附金は対象外です)
※地域再生法の認定地域再生計画に記載された「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」が対象

控除額の計算

- 控除額
 - 法人事業税 寄附金額の 10%
 - 法人住民税 寄附金額の 20% (道府県分 5%、市町村分 15%)
※平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度は、道府県分 2.9%、市町村分 17.1%)
寄附金額の 20%のうち法人住民税で控除しきれなかった分を法人税で控除
(寄附金額の 10%が限度)
- 控除上限額
 - 法人事業税 法人事業税額の 20% (平成 31 年 10 月 1 日以後開始する事業年度は 15%)
 - 法人住民税 法人住民税法人税割額の 20%
 - 法人税 法人税額の 5%

留 意 事 項

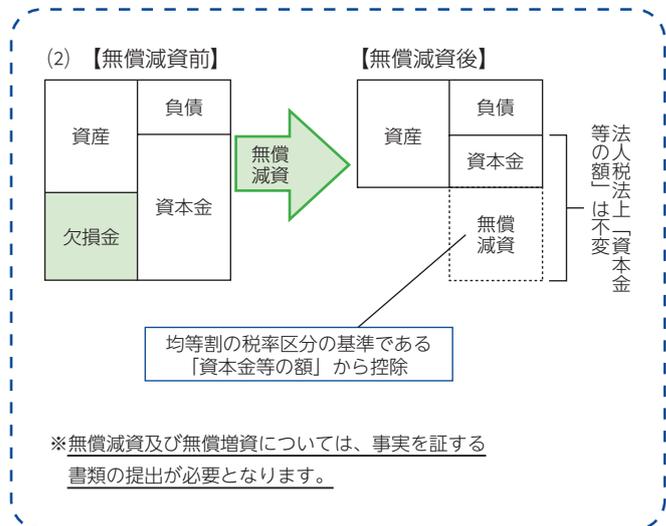
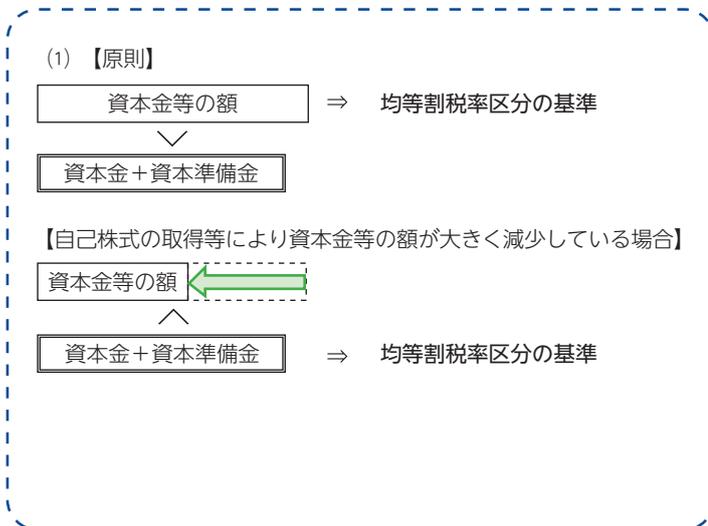
- 寄附金額が 10 万円未満の場合には、税額控除の対象となりません。
- 主たる事務所が所在する地方公共団体に対する寄附は対象とはなりません。
- 東京都、23 区、一部の市町村に対する寄附は対象となりません。
- 2 以上の都道府県又は 2 以上の市町村に事務所を有する法人は、各都道府県又は各市町村ごとの控除税額を按分します。(法人事業税・法人住民税：課税標準の分割基準をもとに按分)
- 確定申告書又は仮決算による中間申告書に一定事項を記載した場合に限り適用が認められています。
- 申告書に地方公共団体が交付する受領証の添付が必要となります。

Ⅲ 均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」の改正 (全法人)

(1) 平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、法人県民税均等割の税率区分の基準となる資本金等の額について、原則、①としつつ、①が②を下回る場合に②とします。

- ① 「資本金等の額」(2)参照)
- ② 「資本金」と「資本準備金」の合計額

(2) 法人県民税均等割の税率区分の基準である「資本金等の額」は、法人税法上の「資本金等の額」から無償減資・資本準備金の取り崩し額(欠損てん補等に充てた金額)を控除するとともに、無償増資の額を加算した金額となります。



【申告書記載にあたっての注意点】

第6号様式 (確定申告書)

○均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」

【第6号様式 (抜粋)】

事業種目	兆	億	百万	千	円
期末現在の資本金の額 又は出資金の額 (解散日現在の資本金の額 又は出資金の額)					
同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの					非中小法人等
期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額					
期末現在の資本金等の額					

【注意点】 次の A ~ D 欄を全て記載してください。
(出資金を有する法人は A・C・D を記載してください。)

資本金の額 (又は出資金の額)

資本金の額及び資本準備金の合算額

D 欄の額に、地方税法第23条第1項第4号の5に規定する加減算を行った金額

法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額 (保険業法に規定する相互会社にあたっては、純資産額)

還付請求	中間納付額	⑦			
	還付を受けようとする 金融機関及び支払方法	金融機関名 支店名 預金種目			口座番号
	法人税の期末現在の資本金等の額 又は連結個別資本金等の額				D
	法人税の当期の確定税額又は 連結法人個別帰属支払額				

【注意点】
B と C を比較して大きい額が均等割の税率区分の基準となります。
(出資金を有する法人は A と C を比較してください。)

～資本金 1 億円超の外形標準課税適用の法人～

IV 法人事業税の税率改正に伴う負担変動の軽減措置 【経過措置】 (外形標準課税法人)

平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度及び平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について、外形標準課税法人の法人事業税・地方法人特別税の税率が段階的に改正されました。

(税率については納付書裏面参照)

平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度について、以下①及び②の要件を満たす場合には、法人事業税額から一定額を控除します。

- ①調整後付加価値額※1 < 40 億円
- ②平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに開始する事業年度の場合
平成 27 年 3 月 31 日現在の税率を適用した事業税額※2 < 基準法人事業税額※3
- 平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに開始する事業年度の場合
平成 28 年 3 月 31 日現在の税率を適用した事業税額※2 < 基準法人事業税額※3

※1 付加価値額×12÷事業年度の月数(1月に満たない場合は1月とする)

※2 当該事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得金額(関係都道府県に分割された後の金額)にそれぞれ平成 27 年 3 月 31 日(平成 28 年 3 月 31 日)現在の規定による税率を乗じた金額の合計額

※3 当該事業年度の付加価値割、資本割、所得割の合計額

控除額の計算

調整後付加価値額	控除額 (100 円未満切上げ)
30 億円以下	(※3 - ※2) × 一定割合 ※4
30 億円超 40 億円未満	(※3 - ※2) × 一定割合 ※4 × $\frac{(40 \text{ 億円} - \text{調整後付加価値額})}{10 \text{ 億円}}$

※4 負担増の額に乗じる割合

下記期間に開始する事業年度	割合
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	1/2
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	3/4
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	1/2
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	1/4

【申告書記載にあたっての注意点】

第 6 号様式別表 5 の 7 (平成 28 年改正法附則第 5 条の控除額に関する計算書)

○「負担変動の軽減措置」の控除額計算に使う「旧税率」(外形標準課税法人)

【別表 5 の 7 (抜粋)】

平成28年改正法附則第5条の控除額に関する計算書

事業年度	平成	年	月	日から	法人名
	平成	年	月	日まで	

2. 負担変動額の計算

摘要		課税標準	新税率 (/100)	税額 (イ)	旧税率 (/100)	税額 (ロ)	旧税率 (/100)
所得	所得金額総額 第6号様式⑦	円					
	年400万円以下の金額 第6号様式⑧	0.00		円		円	1.6
	年400万円を超え年800万円以下の金額 第6号様式⑨	0.00		円		円	2.3
	年800万円を超える金額 第6号様式⑩	0.00		円		円	3.1
割	計 ⑧+⑨+⑩ 第6号様式⑪	0.00		円		円	3.1
	軽減税率不適用法人の金額 第6号様式⑫	0.00		円		円	
付加価値割	付加価値額総額 第6号様式⑬			円		円	
	付加価値額 第6号様式⑭	0.00		円		円	0.72
資本割	資本金等の額総額 第6号様式⑮			円		円	
	資本金等の額 第6号様式⑯	0.00		円		円	0.3
仮計 ⑭+⑮+⑯又は⑮+⑭+⑯				円		円	
差引 (⑭のイ) - (⑭のロ)				円		円	

(例) 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に事業年度を開始した法人の「旧税率」欄は次のとおりです。

【注意点】

「旧税率」欄には、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに開始する事業年度に適用される税率を記載してください。(左記のとおり税率となります。)

E > **F** のとき
に控除の対象となります。

V 法人事業税資本割の課税標準の見直し (外形標準課税法人)

平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について、外形標準課税法人の法人事業税資本割の課税標準となる資本金等の額※は、資本金等の額と資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額の比較により算定します。

※資本金等の額＝無償増資、無償減資等による欠損填補を調整後の金額

資本金等の額と資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額との比較による算定については、「Ⅲ 均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」の改正」と同様の改正となります。

VI 法人事業税付加価値割における所得拡大促進税制の導入 (外形標準課税法人) 【経過措置】

(1) 平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度について、以下①～③の要件をすべて満たす場合には、所得拡大促進税制控除に係る措置として法人事業税付加価値割の算定において一定額を控除することができます。

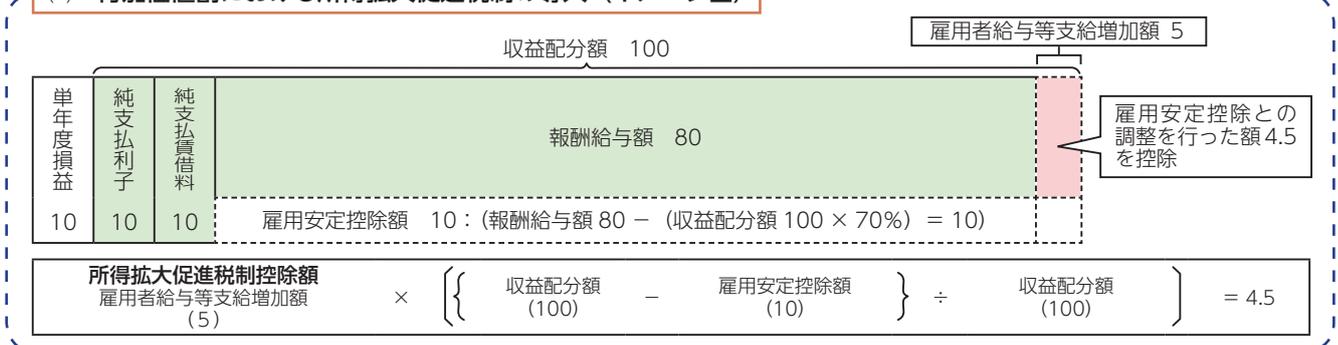
- ① 雇用者給与等支給増加額 / 基準雇用者給与等支給額 \geq 増加促進割合
【3% (H27)、4% (H28)、5% (H29)】
- ② 適用事業年度の雇用者給与等支給額 \geq 比較雇用者給与等支給額 (前事業年度の雇用者給与等支給額)
- ③ (適用事業年度の平均給与等支給額 - 比較平均給与等支給額 (前事業年度の平均給与等支給額)) / 比較平均給与等支給額 \geq 2%

平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに開始した事業年度の申告にあつては、③の要件は次のとおりとなります。

- ③適用事業年度の平均給与等支給額 > 比較平均給与等支給額

※①～③の計算については、原則として法人税の所得拡大促進税制の計算の例によります。

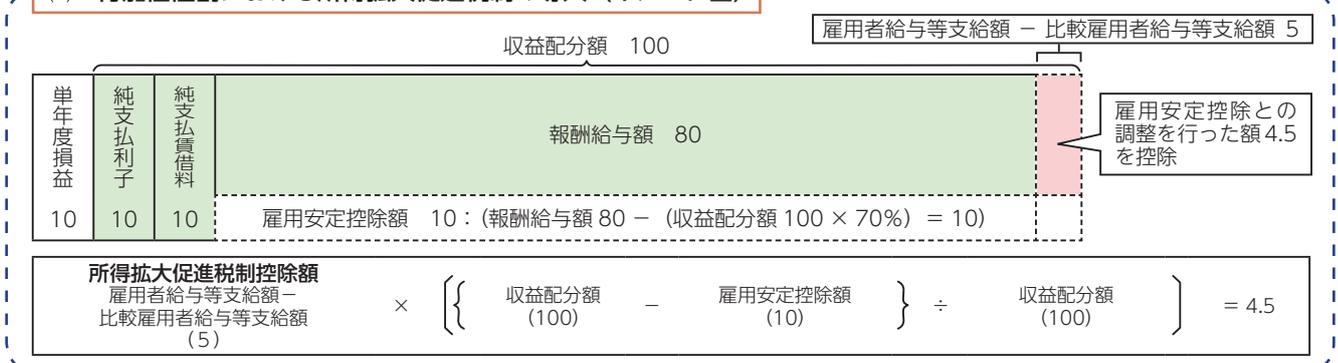
(1) 付加価値割における所得拡大促進税制の導入 (イメージ図)



(2) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度について、以下①～③の要件をすべて満たす場合には、所得拡大促進税制控除に係る措置として法人事業税付加価値割の算定において一定額を控除することができます。

- ① 雇用者給与等支給額 > 比較雇用者給与等支給額 (前事業年度の雇用者給与等支給額)
 - ② (継続雇用者給与等支給額 - 継続雇用者比較給与等支給額) / 継続雇用者比較給与等支給額 \geq 3%
 - ③ 国内設備投資額 \geq 当期償却費総額 × 90%
- ※①～③の計算については、原則として法人税の所得拡大促進税制の計算の例によります。

(2) 付加価値割における所得拡大促進税制の導入 (イメージ図)



■ 島根県東部県民センター 法人課税課 電話 0852 - 32 - 5621
 ■ 島根県西部県民センター 法人・軽油課税課 電話 0855 - 29 - 5519
 ■ 島根県総務部税務課 課税グループ 電話 0852 - 22 - 5923